

# 一般質問発言通告書

発言順位 15番

下記事項について質問をしたいので、会議規則第51条第1項の規定により通告します。

令和4年6月7日

三島市議会議長 川原 章寛 様

三島市議会議員 21番 杉澤 正人

|       |   |
|-------|---|
| 質問事項1 | 三島駅東街区高層ビル建設に対する岩盤耐力と地下水流阻害について   |
| 具体的内容 | 現在、三島駅南口東街区再開発事業については、再開発組合の設立認可、事業計画認可を待ち、権利変換計画の認可へと着々と歩を進めている段階と理解する。  |
|       | 昨年9月の一般質問において第7回地下水検討委員会での審議、公開資料等をもとに、懸念される地下水の問題、高層建造物の地下基盤の問題等を伺ったが、十分な理解に至らなかった部分を残したままとなっているため、この点につき再度質問する。   |
|       | また平成元年に土地基本法が改正され、自然物である土地の「良好な環境の確保」、「災害」及び「災害からの復旧」に対する「管理責任」、「持続可能な社会の形成を図る事」などが期待される内容となっている。この観点から当該計画の推進の現状について伺う。  |
|       | 1 地下構造の安全性  |
|       | (1) 令和3年10月29日付の市民説明会資料によると、直接基礎の妥当性を検討するとする資料のフローチャートに、国土交通省告示1113号を用い地盤の許容耐力を算定とあるが実際の現場(東街区)のどのような試料を使ってどのように算定したものであるのか、算定方法の概略を伺う。   |
|       | (2) 同じく当該資料の同チャートの中で、日本建築学会の「建築基礎構造設計指針」を用い地盤接地圧を算定したとあるが、どのような試料をもとにどのように算定したものであるか、その概略を伺う。   |
|       | (3) 前回9月の質問時に一軸圧縮試験について伺ったが、当該地区の地下構造については単に部分的にサンプリングした試供体の強度だけでは実態が掴めず、ボーリング調査において存在が確認されている岩盤内の「亀裂」や「逸水の発生」こそが構造上の問題、安全性の確保のために不可欠の情報であると考えている。この部分について更に科学的な調査を行い、より精密な構造理解の上に立って計画を進めるべきと思うが、見解を伺う。                                |
|       | 2 改正土地基本法との整合性  |
|       | (1) 法第2条条文に「土地は、現在及び将来における国民のための限られた貴重な資源である」こと、「公共の利害に関係する特性を有していることに鑑み、土地については、公共の福祉を優先させるものとする。」という規定がある。「ガーデンシティみしま」から「マンションシティー三島」への転換とも見える当該事業は、「公共の福祉を優先させる」との趣旨に整合しない様に見えるが、見解を伺う。  |
|       | (2) 第12条には、「国及び地方公共団体は、適正かつ合理的な土地の利用及び管理を図るため、人口及び産業の将来の見通し、土地の利用及び管理の動向その他の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件を勘案し、必要な土地の利用及び管理に関する計画を策定するものとする。」「地域の特性を考慮して、良好な環境の形成若しくは保全、災害の防止、良好な環境に配慮した土地の高度利用又は土地利用の適正な転換を図るため(略)同項の計画を広域の見地に配慮して策定するものとする。」とある。 |
|       | 人口の減少、産業の育成、土地の高度集約利用などについては、駅前に人流を作る事が一つの解決策であるという考えが存在することは理解出来る。ならば、「自然的」「文化的諸条件を勘案し」、「地域の特性を考慮して、良好な環境の形成を図り」「広域の見地に配慮」という趣旨に対しては、当該計画においてどのように整合していると考えているのか、見解を伺う。  |